

平成15年度（平成16年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現金および預貯金	34,874	保険契約準備金	5,865,341
現 金	672	支 払 備 金	56,410
預 貯 金	34,201	責 任 準 備 金	5,676,859
コ ー ル ロ ー ン	102,000	社 員 配 当 準 備 金	132,070
買 入 金 銭 債 権	6,601	再 保 險 借	94
金 銭 の 信 託	10	そ の 他 負 債	224,007
有 価 証 券	3,923,975	借 入 金	123,000
国 債	1,948,097	未 払 法 人 税 等	352
地 方 債	58,993	未 払 金	41,545
社 債	235,831	未 払 費 用	21,341
株 式	597,236	前 受 収 益	3,994
外 国 証 券	1,040,228	預 り 金	4,655
そ の 他 の 証 券	43,588	預 り 保 証 金	24,702
貸 付 金	1,571,872	借 入 有 価 証 券	2,240
保 險 約 款 貸 付	257,235	金 融 派 生 商 品	548
一 般 貸 付	1,314,636	繰 延 ヘ ッ ジ 利 益	354
不 動 産 お よ び 動 産	588,775	仮 受 金	1,271
土 地	334,110	退 職 給 付 引 当 金	42,476
建 物	249,775	偶 発 損 失 引 当 金	3,783
動 産	4,766	価 格 変 動 準 備 金	4,300
建 設 仮 勘 定	123	支 払 承 諾	355
再 保 險 貸	188	負 債 の 部 合 計	6,140,358
そ の 他 資 産	104,141	( 資 本 の 部 )	
未 収 金	15,369	基 金	211,000
前 払 費 用	2,103	基 金 償 却 積 立 金	50,000
未 収 収 益	24,638	再 評 価 積 立 金	281
預 託 金	11,432	剰 余 金	74,214
金 融 派 生 商 品	9,347	損 失 て ん 補 準 備 金	1,211
仮 払 金	1,120	任 意 積 立 金	4,880
そ の 他 の 資 産	40,130	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	4,880
繰 延 税 金 資 産	126,514	当 期 未 処 分 剰 余 金	68,123
支 払 承 諾 見 返	355	( 当 期 純 剰 余 )	( 19,780 )
貸 倒 引 当 金	△ 11,869	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 11,234
投 資 損 失 引 当 金	△ 75	株 式 等 評 価 差 額 金	△ 17,254
		資 本 の 部 合 計	307,007
資 産 の 部 合 計	6,447,365	負 債 お よ び 資 本 の 部 合 計	6,447,365

- 注1. 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等（国内株式および外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
- なお、従来、その他有価証券のうち時価のある外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）についての評価は3月末日の市場価格等にもとづく時価法によっておりましたが、当期より市況の短期的な変動による財産の状況への影響を平準化することを目的として、3月中の市場価格等の平均にもとづく時価法によることに変更しております。またこれにともない、当該債券の本邦通貨への換算基準も、従来の決算日の為替相場によることから3月中の平均為替相場によることに変更しております。これらの結果、従来の方法によった場合と比べ、有価証券の貸借対照表計上額が11,821百万円、株式等評価差額金が8,892百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が2,929百万円減少しております。このうち、為替の換算基準変更による影響額は、有価証券の貸借対照表計上額11,304百万円、株式等評価差額金8,454百万円の増加、繰延税金資産2,850百万円の減少であります。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成13年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額  $\Delta 70,380$ 百万円
4. 不動産および動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法により行っております。
5. 外貨建資産・負債は決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券のうち時価のある外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は、当該債券の評価方法を3月中の市場価格等の平均にもとづく時価法によることに変更したことにとともに、当期より3月中の平均為替相場により円換算しております。当該変更による影響額は注1に記載しております。
- また、法人税法に規定する為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建資産については、3月中の平均為替相場により円換算しております。

6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権等を含む）については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は520百万円であります。
7. 投資損失引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、時価のない有価証券等の評価について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）にもとづき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。
9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第32条の14の規定にもとづく引当金であり、不動産売買予約契約の締結により将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に従い、貸付金に対するキャッシュフローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券の一部にかかる為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュフロー変動を比較する比率分析によっております。
12. 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度の費用に計上しております。
13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
  - (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
14. その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。

15. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、26,316百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は79百万円、延滞債権額は22,890百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額342百万円、延滞債権額177百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は292百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,054百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
16. 不動産および動産の減価償却累計額は226,414百万円であります。
17. 特別勘定の資産の額は44,292百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
18. 子会社に対する金銭債権の総額は45百万円、金銭債務の総額は431百万円であります。
19. 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機があります。
20. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- |             |            |
|-------------|------------|
| 前年度末現在高     | 153,612百万円 |
| 当年度社員配当金支払額 | 22,291百万円  |
| 利息による増加等    | 218百万円     |
| その他による増加額   | 531百万円     |
| 当年度末現在高     | 132,070百万円 |
21. 担保に供されている資産の額は75,905百万円であります。また、担保付き債務の額は2,240百万円であります。
22. 貸付金にかかるコミットメントライン契約の融資未実行残高は、530百万円であります。
23. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
24. 外貨建資産の額は739,472百万円であります。
- （主な外貨額 6,116百万米ドル、  
613百万ユーロ、  
6百万英ポンド）
25. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定にもとづき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は3,944百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

26. 保険業法第259条の規定にもとづく保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、20,523百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

27. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△88,270百万円
ロ. 年金資産	11,023百万円
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△77,247百万円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	24,238百万円
ホ. 未認識数理計算上の差異	16,761百万円
ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△36,247百万円
ト. 前払年金費用	6,228百万円
チ. 退職給付引当金	△42,476百万円

なお、退職一時金・年金制度(適格退職年金制度を除く)において退職給付信託を設定しており、退職給付引当金は退職給付信託の年金資産額4,409百万円と相殺表示しております。

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.5%
ハ. 期待運用収益率	3.0%
ニ. 会計基準変更時差異の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	翌期より7年
ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度全額処理

28. 子会社の株式は5,382百万円であります。

29. (1) 繰延税金資産の総額は167,150百万円、繰延税金負債の総額は7,152百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、33,483百万円あります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

税務上の繰越欠損金	115,567百万円、
退職給付引当金	13,817百万円、
および有価証券評価損	11,375百万円あります。

(2) 当期における法定実効税率は36.1%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減35.5%、基金利息△8.1%であります。

平成15年度 (平成15年4月1日から平成16年3月31日まで) 損益計算書

(単位: 百万円)

科 目		金 額	
経	経常収益	1,301,636	
	保険料等収入	679,473	
	再保険収入	678,924	
	資産運用収益	549	
	利息および配当金等収入	226,666	
	預貯金利息	140,394	
	有価証券利息・配当	1	
	貸付金利息	67,834	
	不動産賃貸料	46,896	
	その他利息配当	25,094	
	有価証券売却益	567	
	その他運用収益	70,335	
	特別勘定資産運用益	9,005	
	その他経常収益	6,931	
	年金特約取扱受入金	395,496	
損	保険金据置受入金	18	
	支払備金戻入額	43,335	
	責任準備金戻入額	4,855	
	退職給付引当金戻入額	336,345	
	その他経常収益	9,470	
	経常費用	1,472	
	益	保険金等支払金	1,238,002
		保険	959,348
		年金	351,309
		給付	58,281
		解約返戻金	137,316
		その他返戻金	363,804
		再保険料	48,356
		責任準備金等繰入額	280
		社員配当金積立利息繰入額	218
資産運用費用		218	
支払利息		85,526	
売買目的有価証券運用損		1,925	
有価証券売却損		1,256	
有価証券評価損		53,142	
金融派生商品費用		2,356	
為替差損	5,318		
投資損失引当金繰入額	663		
貸付金償却	41		
賃貸用不動産等減価償却費用	46		
その他運用費用	6,843		
部の	事業費用	13,932	
	その他経常費用	134,325	
	保険金据置支払金	58,582	
	税減価償却費用	39,827	
	その他償却費用	7,849	
	その他経常費用	10,294	
	経常利益	610	
	経常利益	63,634	

(単位：百万円)

科 目		金 額
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	9,718
	不 動 産 動 産 等 処 分 益	330
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	8,090
	そ の 他 特 別 利 益	1,298
	特 別 損 失	19,086
	不 動 産 動 産 等 処 分 損	11,729
	偶 発 損 失 引 当 金 繰 入 額	3,783
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	2,200
	そ の 他 特 別 損 失	1,374
	税 引 前 当 期 純 剰 余	54,266
法 人 税 お よ び 住 民 税	335	
法 人 税 等 調 整 額	34,150	
当 期 純 剰 余	19,780	
前 期 繰 越 剰 余 金	41,923	
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	6,419	
当 期 未 処 分 剰 余 金	68,123	

注1. 保険業法施行規則別紙様式が、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成16年5月20日内閣府令第50号)により改正されたこととともない、以下のとおり表示方法を変更しております。

- (1) 前年度において「税引前当期剰余」として表示しておりました税引前の当期剰余は、当年度からは「税引前当期純剰余」として表示しております。
  - (2) 前年度において「当期剰余」として表示しておりました税引後の当期剰余は、当年度からは「当期純剰余」として表示しております。
2. 子会社との取引による収益の総額は525百万円、費用の総額は15,697百万円であります。
3. (1) 有価証券売却益の内訳は、  
 国債等債券 4,016百万円、  
 株式等 56,344百万円、  
 外国証券 9,974百万円であります。
- (2) 有価証券売却損の内訳は、  
 国債等債券 8,306百万円、  
 株式等 29,040百万円、  
 外国証券 15,795百万円であります。
- (3) 有価証券評価損の内訳は、  
 株式等 1,846百万円、  
 外国証券 510百万円であります。
4. 退職給付費用の総額は、3,268百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりであります。
- イ. 勤務費用 4,349百万円  
 ロ. 利息費用 2,978百万円  
 ハ. 期待運用収益 436百万円  
 ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 4,763百万円  
 ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 3,332百万円  
 ヘ. 過去勤務債務の費用処理額 11,718百万円